

令和3年度第2回 神戸市福祉有償運送運営協議会 議事要旨

日時：令和4年1月27日（木） 午後4時～5時

場所：神戸市役所1号館14階 1141会議室

1. 開会

- ・今回の協議会において、個人情報に当たらない部分については、議事要旨をホームページ上で公開する。

2. 議題

(1) 更新登録申請案件（2件）の協議について

- ・事務局より更新申請の概要について説明
- ・質疑応答

(2) オンライン会議システムの導入について

3. 個別協議

① 一般社団法人 神戸太陽の風

[法人との質疑応答]

(委員) 法人の役員として代表理事1名で、他の理事はいないということは現在も変わらないか。法人の社員総会に出席する社員は何名であるのか。

(法人) 変わらない。法人の社員は私1名のため、総会に出席する社員も私1人のみである。

(委員) 代表理事に何かあった場合は、法人として何も意思決定できないということか。

(法人) 法人としての経営決定権を持つ者がいなくなることはなる。理事は増やさない方向ではないが、現在理事として就任いただくに該当する人物がいらない。

(委員) 運転手は2名で申請されているが、基本的には代表理事が運転されていると聞いている。

(委員) その通りである。今回から運転手を1名追加しており、引継ぎをしていきたい。

(法人) 自動車保険契約は、福祉有償運送事業に対応した契約となっているか。

(委員) 保険会社に対応している旨確認している。

(委員) 運転記録証明書において、過去に違反の記録があるが、福祉有償運送事業での運転中の違反ではないのか。違反の際は運行管理責任者にすぐに報告したか。違反後に安全運転の指導はあったか。

(法人) 違反は業務外での違反である。違反についてはすぐに報告し、指導も受けている。

[協議結果] 一般社団法人 神戸太陽の風については、協議が調ったものとする。
(ただし、福祉有償運送事業の運営にあたり、輸送の安全、旅客の利便など、より確保が図られるよう運行管理体制の強化に向けた取り組みを求める。)

② 社会福祉法人 フレンド

[法人との質疑応答]

(委員) 申請されている福祉有償運送で使用する車両は2両であるが、法人としては5両以上所有されており、法人としての運行管理責任者と、福祉有償運送事業における運行管理責任者は別の者になっている。法人の管理体制として複雑ではないか。

(法人) 法人の責任者は法人全体としての総合的な管理者として配置しており、福祉有償運送事業の責任者は、当業務の具体的な管理のために配置している。

法人の複数の事業は、一つの場所ではなく、分散して事業を実施しているためこのような形になっている。

(委員) 自動車保険契約は、福祉有償運送事業に対応した契約となっているか。

(法人) 保険会社に対応している旨確認している。

(委員) 運行の対価において高速代金は実費と定めているが、高速道路を使い神戸市以

外へ運送されることはあるのか。

(法人) これまで高速道路を使用したことは無い。遠方も希望されることはあるが、介護タクシーの利用をお願いしている。

〔協議結果〕 社会福祉法人フレンドについては、協議が調ったものとする。

4. オンライン会議システムの導入

(事務局) 現行の協議会規則および協議会運営要綱においては、オンライン会議による協議会の委員の出席は、出席とみなされないという整理であるが、「オンライン会議により協議会に参加した委員は、協議会に出席したものとみなす」ことについて、当協議会で承認をいただくと、今後の協議会において、オンライン会議での協議が可能となるものである。

(委員) 原則は対面で協議する方が良いが、新型コロナウイルス感染症の状況等によってはやむを得ず、オンラインでの出席については問題ないかと思う。

〔協議結果〕 オンライン会議により協議会に参加した委員は、福祉有償運送運営協議会に出席したものとみなすことについて、承認。

5. 閉会

次回の協議会の開催は、令和4年7月頃を予定している。